

すべての子どもが幸福に生きていく権利を保障するためのまちづくり

—「こども基本法」の基本理念に基づく子どもの権利保障の具体化に向けて—

千葉県流山市子ども家庭部 竹中 大剛

1 千葉県流山市の概要「都心から一番近い森のまち」

千葉県北西部の都心から 25 km 圏内に位置し、面積は 35.32 km²、2005 (平成 17) 年につくばエクスプレス (TX) が開業して以降、沿線開発にともなう駅周辺のマンションや戸建て住宅の建設が進み、住民誘致のメインターゲットを共働きの子育て世代 (DEWKs) に定め、住み続ける価値の高いまちづくりを展開している。

総人口は、2023 (令和 5) 年 12 月 1 日現在、211,416 人で、人口増加率および転入超過数では高い水準を維持しており、市の人口構成において、「4 歳以下人口」および「5～9 歳人口」が、団塊世代を含む「70～74 歳人口」および「75～79 歳人口」を上回る状況となっている。

2 市の子ども・子育て施策

2020 (令和 2) 年 3 月に策定された第 2 期子どもをみんなで育む計画 (流山市子ども・子育て支援総合計画) では、基本理念を「子どもの最善の利益が実現され すべての子どもが健やかに育ち

地域全体で子育てできるまち 流山」とし、4 つの基本的視点に基づき、各般にわたる施策を推進している。とくに、仕事をしながら子育てしやすいまちづくりとして、「市外で働きながら子育てできるまちづくり」、「子どものそばで働けるまちづくり」、「住み続ける価値の高いまちづくり」を展開し、長年の課題であった待機児童の解消を図るため、認可保育所等の整備を急ピッチで進めるとともに、保育需要の地域的偏在等による保育所利用者の均衡を図り、子どもの送迎に係る保護者の負担を軽減する「駅前送迎保育ステーション事業」を全国に先駆けて実施し、2021 (令和 3) 年に待機児童ゼロを達成するなど、施策の充実に努めている。

その一方で、計画の策定に関するニーズ調査 (対象：就学前の子どもおよび小学生の保護者) 結果によると、子育て支援の環境や支援への満足度の状況では、「満足している」が 30% 前後、子育てしやすいまちだと思えるかでは、「子育てしやすい」は約 30% など評価が低い状況となっている。関連して、子育てしやすい理由では、上位 3 つが、「自然環境が良い」、「公園など子どもの遊び場が多い」、「交通機関が便利」の順で、その次に、「小中学校 (幼稚園を含む) 教育が安心」、「保育サービスが充実」が続いており、子ども・子育て施策への直接的な評価ではなく、間接的な環境要因に起因する要素で満足度が高くなっている現状に関して、こうした声を真摯に受け止め、次期の計画策定や各事業の企画立案に生かしていくことが必要である。

3 こども基本法に基づく「流山市こども計画」(仮称) の策定

(1) 基本的考え方

「流山市こども計画」(仮称) 策定の基本的考え方として、こども基本法 (令和 4 年法律第 77 号) に規定されている 4 つの原則「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」および「参加する権利」を基本理念のなかにしっかり位置づけて、各般の子ども・子育て施策の共通した理念として反映させていく必要がある。また、計画を策定するなかで、子どもの権利についての認識を深め、子どもが一人の人間であることをおとなが理解し、施策にも反映させるプロセスを踏んでいくことが重要である。

(2) 3 計画の一体的な作成

こども基本法第 10 条第 2 項において、市町村は、こども大綱等を勘案して、こども施策についての計画を定めるよう努めるものとされ、同条第

5項において、市町村子ども計画は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）および子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）に規定する市町村が作成する計画と一体のものとして作成することができるとされている。市では、これまで子ども・若者計画および子どもの貧困対策計画は未作成であったが、若者の生きづらさから垣間見られる居場所づくりの必要性やひとり親家庭等経済的困窮度合いが高い状況にある家庭の増加などを踏まえ、2つの計画も合わせて一体的に作成する方向で着手している。

(3) 子ども・若者からの意見聴取

子ども基本法第11条に基づく、子どもや子育て当事者等の意見の反映等に係る措置については、「子ども・若者ボイスプロジェクト」と称して、手探り状態ではあるが、様々な手法で意見聴取に取り組んでいる。

①「子ども・若者からの意見募集」の実施

今を幸せに楽しく過ごすことが出来るようなアイデアや子ども・若者、子育てに関する取組等をテーマに募集したところ、応募総数243件のうち、大多数が中学生からで、高校生は2件、若者（18歳～29歳以下）は0件という状況であった。周知方法として、SNSの活用や市内高校および大学等にポスター掲示を行ったが募集には至らな

かった結果を受け止め、今後、若者の声を直接吸い上げる仕組み（若者の居場所拠点づくり、ユースモニター制度など）について検討していきたい。

②「流山市子ども会議」（資料1参照）の開催

子ども委員30人を募集したところ、半分の15人の応募に止まったが、通学する学校の区域も一部に偏ることなくバランス良く分かれていた。また、グループ毎に分かれての提案テーマに関するディスカッションでは、闊達な意見交換がおこなわれ、子どもたちならではの発想で、市への具体的な解決策の提案内容がまとめられた。

今後、市の施策にどのように反映させていくか、恒常的に子どもの声や意見を聞く仕組みづくりについて検討していきたい。

4 子どもの権利保障の具体化に向けて

現行の子どもの権利保障に関連する条例としては、2009（平成21）年に策定した「流山市自治基本条例」および2007（平成19）年に策定した「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」（資料2参照）があるが、両条例には、子ども基本法および児童の権利に関する条約に規定されている4つの一般原則は明確に位置づけられていない。この点が、市全体で子どもの権利についての共通認識を深め、子どもが一人の人間としての権利をもつ主体であることをおとなが理解しようとする意

（資料1）

「流山市子ども会議」について

- 流山市子ども会議は、子ども達が自由に「意見を言える」、「伝える」場所として開催。
- 提案テーマについては、子ども・若者からの意見募集に挙げたテーマの中から3つを選定し、市の現状、課題及び具体的な解決策について、市長及び教育長が出席予定の3月の報告会で子ども達が市に提案する。

開催回数	会議委員構成	提案テーマ
全4回開催 (令和5年11月～ 令和6年2月)	小学生5・6年生 3人 中学生 9人 高校生 3人 *5人・3グループでグループ構成 *大学生サポーター 10人程度	1. 相談できる場所や人について 2. 自然環境や通学路などについて 3. 校則や制服について



(資料2)

現行の子ども関連条例

流山市自治基本条例（平成21年 3月30日条例第1号）（抄）

(目指すまちの姿)

第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。

(8) 子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち

(子どもの意見表明の機会の保障)

第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければならない。

流山市子育てにやさしいまちづくり条例（平成 19年9月28日条例第39号）（抄）

(基本理念)

第3条 子育てにやさしいまちづくりは、すべての子どもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、市、市民、事業者及び学校等があらゆる分野において、それぞれの役割及び責務を自覚し、相互の連携、協力を強めながら総合的に取り組まなければならない。

(市の施策の基本方針)

第4条 市は、子育てにやさしいまちづくりの実現のための施策を策定し、又は実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 子どもを安心して生み、みんなで子育てできる安心で安全な環境づくり

(2) 子どもがすくすく育ち、子育てしやすい自然環境の保全と、良好な住環境の整備ができる環境づくり

(3) 子ども及び保護者が一緒に、ゆとりある家庭生活を営むことのできる労働環境づくり

(4) 子育て世代の定住が促進されるために必要な、住みやすい環境づくり

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、子育てにやさしいまちづくりの実現に関する総合的かつ具体的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念に基づき、子育てに取り組む家庭を取り巻く社会経済情勢等に配慮し、適切な支援を行わなければならない。

➡ **児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則を条例に位置付けていくことが必要**

➡ **子育てにやさしいまち** + **子どもにやさしいまち**

識の醸成に至っていない要因の一つとして考えられる。

このため、これまでの「子育てにやさしいまち」の理念を踏まえつつ、児童の権利に関する条約に規定される権利が子どもに保障されている「子どもにやさしいまち」(Child Friendly Cities)として成熟していくためには、条例のなかにも、4つの一般原則を基本理念に位置づけ、「流山市こども計画」(仮称)に基づく子ども・子育て施策の推進と合わせて、理念と具体的施策の双方で子どもの権利保障の具体化に向けて取り組んでい

く。なお、その際、①子ども自身の権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行い、個別救済のための申立て等により、学校等の関係機関との連携・協力のもと調査、調整等をおこない、子どもの立場に立って、問題の解決を図る独立性のある第三者機関の設置について、既存の相談機関との役割分担等を含め、どのように位置づけていくか、②子どもの権利が守られているのかを評価・検証するモニタリングの仕組みをどう構築していくか、などについても、条例に位置づけていくことも含め、検討していく。